

(議長)

日程第15、承認第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

承認第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

海岸漂着物緊急対策事業に係る経費につきまして、令和4年8月24日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書3ページの補正予算構成表、及び資料1をご覧ください。

今年のカケ定置網漁が9月3日から予定されており、海岸線全域に漂着した大量の流木の再流出防止策を早期に講ずる必要がありましたことから、補正予算を専決処分したものでございます。直営作業や作業委託することにより、波打ち際の流木を陸側に移動するもので、補正額は280万5千円、全額一般財源となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、海岸の漂着物の事業について、説明をいただきました。同じような事業がですね、管内せたな町でも執行されたと思うんです。もし、私の認識で間違いなければ、江差町は単費で一般財源から280万5千、せたな町は道の支出金、補助金が入っているんですね。こういう同じ事業で、なぜ道の支出金、専決処分ですけれども、終わった事業ですけれども要求しなかったのかどうか、その辺、もしありましたら、答弁願いたいと思います。

(議長)

財政課長。どごだ。

総務課長。

「総務課長」

ただ今、飯田議員から財源の関係について、ご質問ございました。

この事業に関しましては、振興局の海岸漂着物の処理事業の補助金ございまして、当町としても当初予算のクリーンアップ作戦などの事業で申請しておりまして、既に内示いただいているというその事情がございます。現状でございます。今回の専決処分につきましても振興局の方にこの継続事業ということで申請をあげておりまして、先般、内示をいただいたところでございます。補助対象経費の10分の8の補助金ということで内示を受けてございまして、ただ、専決処分時点では、ちょっと内示を受けていなかったところでございますので、取りあえず単費にさせていただきましたが、今後、補正予算で財源更正、あるいは決算処理ということでその10分の8の追加の補助金の方、充當させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

承認第1号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。